

平成 28 年

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会

会 議 錄

第 1 回（2 月）定例議会

2 月 5 日開会～2 月 5 日閉会

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会



平成28年第1回（2月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会会議録目次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| ○議事日程（第1号）                   | 1  |
| ○本日の会議に付した事件                 | 1  |
| ○出席議員                        | 1  |
| ○欠席議員                        | 1  |
| ○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 1  |
| ○職務のため出席した者の職氏名              | 1  |
| ○開会の宣告                       | 2  |
| ○開議の宣告                       | 2  |
| ○議事日程の報告                     | 2  |
| ○会議録署名議員の指名について              | 2  |
| ○会期の決定について                   | 2  |
| ○諸般の報告                       | 2  |
| ○行政報告                        | 2  |
| ○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決        | 3  |
| ○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決        | 3  |
| ○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決        | 4  |
| ○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決        | 5  |
| ○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決        | 7  |
| ○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決        | 9  |
| ○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決        | 10 |
| ○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決        | 11 |
| ○閉会の宣告                       | 12 |
| ○署名議員                        | 13 |

## 平成28年第1回（2月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成28年2月5日（金曜日）午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 行政報告  
日程第5 議案第1号 静岡県市町総合事務組合の規約の一部を変更することについての専決処分の報告及び承認について  
日程第6 議案第2号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の指定金融機関の指定の専決処分の報告及び承認について  
日程第7 議案第3号 平成28年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算  
日程第8 議案第4号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開条例及び伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合個人情報保護条例の一部改正について  
日程第9 議案第5号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合個人情報保護条例の一部改正について  
日程第10 議案第6号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
日程第11 議案第7号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合行政不服審査法施行条例の制定について  
日程第12 議案第8号 行政不服審査会の共同設置について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（7名）

|           |          |
|-----------|----------|
| 2番 大川明芳君  | 3番 飯田正志君 |
| 4番 室野英子君  | 5番 杉尾利治君 |
| 6番 柴田三智子君 | 7番 渡邊俊一君 |
| 8番 古屋銳治君  |          |

### 欠席議員（1名）

1番 青木靖君

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|              |              |
|--------------|--------------|
| 管理 者 菊地豊君    | 副管理 者 小野登志子君 |
| 会計管理 者 植田博昭君 | 事務局長 天野正人君   |
| 計画係長 山口吉久君   |              |

### 職務のため出席した者の職氏名

書記 川口浩司 書記 下山大地

開会 午前 9時30分

#### ◎開会の宣告

○議長（渡邊俊一君） これより平成28年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を開会いたします。本日は、1番 青木 靖議員が欠席しております。

#### ◎開議の宣告

○議長（渡邊俊一君） ただいまの出席議員は7名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

#### ◎議事日程の報告

○議長（渡邊俊一君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、管理者以下関係職員の出席を求めましたので、御報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。なお、本定例会における一般質問の通告はございませんでした。

#### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊俊一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番 杉尾利治議員、6番 柴田三智子議員を指名いたします。

#### ◎会期の決定について

○議長（渡邊俊一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（渡邊俊一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

#### ◎諸般の報告

○議長（渡邊俊一君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員からの法に基づく例月出納検査結果及び定期監査結果につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○議長（渡邊俊一君） 日程第4、行政報告を行います。これを許します。管理者。

[管理者 菊地豊君登壇]

○管理者（菊地豊君） 平成28年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、新ごみ処理施設建設用地の取得についてです。施設建設用地につきましては、昨年11月24日までに全地権者と土地の売買契約を締結いたしました。地権者は16名、取得筆数は31筆、取得面積は約18,000m<sup>2</sup>です。取得金額は合計1億8,644万円余で、昨年12月24日までに支払が完了しております。

次に、新ごみ処理施設基本計画策定の関係です。新ごみ処理施設基本計画策定に向けて、ごみ処理方式及び事業方式を主に取りまとめる目的として、新ごみ処理施設

基本計画検討委員会を設置いたしました。委員は6名で、両市の副市長、担当部長に加え、有識者として静岡県立大学名誉教授の横田勇氏と一般財団法人日本環境衛生センター技術審議役である速水章一氏にご参画いただいております。昨年11月2日に第1回の検討委員会を開催し、ごみ処理方式の評価選定基準等について検討を行いました。検討委員会は計5回開催する予定で、本年12月までに基本計画案が完成する予定です。

新ごみ処理施設建設に向けて多くの課題はございますが、1歩1歩着実に事業を進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げて、行政報告とさせていただきます。

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） それでは日程第5、議案第1号「静岡県市町総合事務組合の規約の一部を変更することについての専決処分の報告及び承認について」を、議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 本案につきましては、当組合が加入しております静岡県市町総合事務組合の規約改正について、専決処分といたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

規約改正の内容といたしましては、静岡県市町総合事務組合の加入団体である田方地区消防組合が、広域化により本年4月1日より名称変更することに伴うものでございます。静岡県市町総合事務組合の規約改正につきましては、同組合の構成団体全てにおいて議会の議決が必要となります。田方地区消防組合は伊豆の国市、伊豆市の両市も構成市となっており、同組合の名称変更について議会の承認も得られておりますので、専決処分とさせていただきました。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第1号「静岡県市町総合事務組合の規約の一部を変更することについての専決処分の報告及び承認について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第6、議案第2号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の指定金融機関の指定の専決処分の報告及び承認について」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 本案につきましては、当組合の出納事務を委託している伊豆市の指定金融機関が平成28年1月1日から株式会社静岡銀行となつたため、当組合の指定金融機関につきましても、伊豆市に併せ、効率的に会計処理を行うことができるよう、平

成28年1月1日から株式会社静岡銀行を指定いたしました。

指定金融機関の指定につきましては、議会の議決事項となりますので、早急に事務処理を進める必要があることから、専決処分といたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第2号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の指定金融機関の指定の専決処分の報告及び承認について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第7、議案第3号「平成28年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 本案につきましては、平成28年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算を、組合を構成しております伊豆の国市と伊豆市とで協議、調整したものでございます。主な事業費といたしましては、平成27年度からの継続事業であります施設基本計画策定業務と平成28年度、29年度の2か年で行う生活環境影響調査業務に係る費用がございます。この結果、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,700万円となりました。内容については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 事務局長に内容説明を求めます。

〔事務局長 天野正人君登壇〕

○事務局長（天野正人君） それでは、議案第3号「平成28年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」の内容説明をさせていただきます。別冊の予算書1ページをお願いいたします。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を9,700万円と定めております。第2条では、継続費の経費の総額及び年割額を定めております。

4ページ、5ページをお願いいたします。まずは、4ページ、第1表の歳入歳出予算の歳入であります。1款分担金及び負担金は、1項負担金に8,679万7,000円。これは、構成市である伊豆市、伊豆の国市からの負担金でございます。

2款国庫支出金は、1項国庫補助金に1,020万円。これは循環型社会形成推進交付金で、生活環境影響調査に対する交付金でございます。

3款諸収入は1項雑入に1,000円、2項預金利子に1,000円で合計2,000円計上してございます。

4款繰越金は1項繰越金に1,000円計上させていただきました。

以上、歳入合計額は、9,700万円となります。

次に5ページの歳出をお願いいたします。1款議会費21万2千円。定例会2回、臨時会1回分を計上してございます。

2款総務費は1項総務管理費が4,340万8千円、こちらの主な支出内容は人件費でございます。2項監査委員費は23万8千円で、2款総務費合計で4,364万6千円です。平成27年度から914万2千円の減となります。主な理由としては、平成28年度は平成27年度より職員を1名減とするためです。

3款衛生費は1項清掃費が5,304万2千円。主な事業としては、平成27年度からの継続事業である施設基本計画策定業務委託料が1,080万円。生活環境影響調査業務委託料が3,939万5千円、こちらは平成28、29年度の2か年の事業で継続費の設定をしております。

4款予備費10万円まで、歳出合計額は9,700万円となります。

予算の説明は以上となりますが、詳細につきましては7ページ以降の事項別明細書をご覧いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第3号「平成28年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第8、議案第4号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開条例及び伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 本案につきましては、行政不服審査法及び独立行政法人通則法の改正に伴い、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開条例及び伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合個人情報保護条例の関係規定を改正するものです。内容については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 天野正人君登壇〕

○事務局長（天野正人君） 議案第4号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開条例及び伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合個人情報保護条例の一部改正について」、内容の説明をさせていただきます。

議案書の13ページをご覧ください。本案は、2つの条例を改正するということで、一部を改正する条例につきましても2条立てとなっております。第1条は、情報公開条例を改正するもので、14ページからの第2条では、個人情報保護条例を改正しております。

本案の改正理由につきましては、先程、管理者が申しましたとおり、2点ございます。

1点目は、独立行政法人通則法という国の独立行政法人について定めている法律が改正

されたことに伴い、組合の情報公開条例及び個人情報保護条例の関係する箇所を改正するものです。今回の独立行政法人通則法の改正により、特定独立行政法人が、新たに中期目標管理法人、国立研究開発法人、行政執行法人の3つの形態の法人に分類されました。今回改正する情報公開条例及び個人情報保護条例でいう特定独立行政法人は、行政執行法人に該当いたしますので、表記を改めるものでございます。

2点目は、行政不服審査法という行政処分に対する不服申立てについて定めた法律が改正され、本年4月1日から施行されますので、併せて組合の情報公開条例及び個人情報保護条例の関係箇所を改正するものです。

現行法では、行政庁の処分に対する不服申立ての手続が「審査請求」と「異議申立て」に分かれておりましたが、法改正により「異議申立て」を廃止し、「審査請求」に一元化することとなりました。これに伴う表記の改正を行います。

また、今回の法改正により、行政庁に対し審査請求が行われた場合の行政庁の諮問機関として「行政不服審査会」を設置しなければならないこととなりましたが、情報公開・個人情報保護審査会の審査対象となる事案につきましては、行政不服審査法による審理手続の対象からは除外いたしますので、情報公開条例及び個人情報保護条例に適用除外規定を設けます。

それでは、実際の改正箇所についてご説明いたします。17ページの新旧対照表をご覧ください。まず、情報公開条例の改正でございます。

まず、目次につきまして、第3章の標題を、改正前「不服申立て」から「審査請求」に改めております。また、改正前、第3章は第19条からございましたが、第19条の前に第18条の2を加え、ここから第3章としております。

次に、第7条第2号のウの3行目から、めくって18ページの上から2行目までです。下線部を読ませていただきますと、まず改正前、第2条第2項に規定する特定独立行政法人を、改正後、第2条第4項に規定する行政執行法人に改めるものでございます。さらに、その下の括弧書き「独立行政法人等の保有する情報の開示に関する法律」という記載がありましたが、こちらは法律名の引用の誤りでありましたので、併せて「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」ということで、修正させていただきます。同じく、18ページ中段、第7条第6号のオの1行目では、改正前、「市、国若しくは・・・」という表現がございましたが、ここから「国」を削除しております。

続いて下から2行目、第3章の標題を先程申し上げましたとおり、「審査請求」に改めております。また、18ページの一番下段から、19ページにかけて、第18条の2として、審理員による審理手続に関する規定の適用除外について定めております。

第19条です。第19条は、情報公開・個人情報保護審査会への諮問についての規定でございますが、法改正に伴う手続の変更に併せ、表記を修正しております。また2項で、情報公開・個人情報保護審査会への諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えて行うこととしております。

第20条では、諮問した旨の通知について定めておりますが、法改正による手続の変更と第19条に2項を加えたことに伴い、字句の修正を行っております。

第21条では、第三者からの審査請求を棄却する場合の手続について定めておりますが、こちらも手続の変更に併せて、字句の修正を行っております。

続いて個人情報保護条例の一部改正です。21ページをご覧ください。

こちらの目次も、第4章の標題を「不服申立て」から、「審査請求」に修正してござい

ます。また、第42条の前に第41条の2を加え、ここから第4章としております。

22ページをご覧ください。こちらは独立行政法人通則法の改正に伴うものですが、第18条第3号ウの3行目にある「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」という記載を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改めております。

23ページをご覧ください。23ページ中段、第4章の標題を審査請求に改め、第41条の2として、審理員による審理手続に関する適用除外規定を定めております。

第42条です。第42条では、情報公開・個人情報保護審査会への諮問についての規定でございますが、法改正による手続の変更に併せ、字句の修正を行っております。24ページをご覧ください。第2項として、情報公開条例と同様に、審査会への諮問は、弁明書の写しを添えて行うこととしております。

第43条は、諮問した旨の通知についての規定、第44条は第三者からの審査請求を棄却する場合についての規定でございますが、それぞれ法改正に伴う手続の変更に併せ、字句の修正を行っております。

最後に本改正条例の施行日でございますが、独立行政法人通則法の改正に伴う部分につきましては、昨年4月に施行されておりますので、本改正条例の施行日は公布日から、行政不服審査法の改正に伴う部分につきましては、行政不服審査法の施行日が本年4月1日からとなりますので、本年4月1日からとさせていただきます。

以上で、議案第4号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開条例及び伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合個人情報保護条例の一部改正について」、説明を終わります。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第4号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開条例及び伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合個人情報保護条例の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第9、議案第5号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称「番号法」の施行に伴い、新たに特定個人情報、いわゆる「マイナンバー」を含む個人情報の取扱いについて、個人情報保護条例を改正するものです。内容については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 天野正人君登壇〕

○事務局長（天野正人君） それでは、議案第5号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合個人情報保護条例の一部改正について」、内容の説明をさせていただきます。

本案につきましては、先程、管理者が申しましたとおり、「番号法」の施行に伴い、当組合でもマイナンバーを取り扱う必要が生じるため、関係する個人情報保護条例を改正するものです。

議案書の28ページからの新旧対照表をご覧ください。第2条第4号、第5号で定義付けを行っておりまして、番号法でいう個人番号、マイナンバーを含んだ個人情報を「特定個人情報」、管理者等の実施機関が保有する特定個人情報を「保有特定個人情報」と定義してございます。

29ページをご覧ください。第7条、取得の制限です。第2項では個人情報は本人から取得するのが原則ですが、例外規定で相当の理由がある場合にはこの限りでないとしております。本改正により括弧書きで「特定個人情報を取得する場合を除く」と加えることにより、マイナンバーを含む個人情報については、例外規定を認めないものとしております。つまり、マイナンバーについては、本人からの取得以外を認めないものとしております。第3項、30ページ、第4項の括弧書きについても、同様です。

第12条、利用及び提供の制限です。第12条では、個人情報の目的外利用について規定してございますが、マイナンバーは、この条で定める目的外利用の対象から除外してございます。マイナンバーについては、31ページの第12条の2で別に規定しております。人の生命、身体、財産の保護のため必要があり、その本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合、利用することができるものとしております。

第13条は、第12条の2を加えたことによる改正です。

32ページをご覧ください。第16条は、個人情報の開示請求権についての規定です。未成年者又は成年被後見人の開示請求につきましては、法定代理人のみできることとなつておりますが、マイナンバーについては、法定代理人に加え、本人の委任による代理人も認めるとしております。このマイナンバー開示についての代理人を「保有特定個人情報代理人」と定義してございます。第17条では開示請求の手続について、33ページの第18条では開示請求があった場合の開示義務について、第27条では開示の実施について、34ページの第29条、第30条では開示請求の訂正請求について、それぞれマイナンバーについては、保有特定個人情報代理人を対象とする改正を行っております。

35ページをご覧ください。個人情報の利用停止請求に関する規定でございます。第36条第1項での括弧書きで、マイナンバーをこの条の対象外といたしまして、第3項で、個人情報と特定個人情報を区分するため、従来の個人情報の利用停止請求を「保有個人情報利用停止請求」と定義しております。こちらも、マイナンバーにつきましては新たに第36条の2を設けまして、別に規定を設けてございます。マイナンバーを含む個人情報の利用停止請求について、第36条の2の第1項から第3項までに規定しておりますが、こちらにつきましては、国の個人情報保護法と同内容となっております。36ページをご覧ください。第37条は利用停止請求の手続について定めておりまして、従来のものにマイナンバーに関する手続を加えております。

37ページの第41条は、他の制度との調整についての規定で、こちらについてもマイナンバーを含む特定個人情報については除外してございます。

最後に、本改正条例の施行日でございますが、本条例改正に關係する番号法の施行は

本年1月1日までに完了しておりますので、本条例改正の施行日は公布日からとさせていただきます。以上で、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合個人情報保護条例の一部改正について、説明を終わります。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第5号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合個人情報保護条例の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第10、議案第6号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 本案につきましては、本組合議会の議員、その他非常勤職員に対する公務災害に関する事務を静岡県市町総合事務組合で共同処理することに伴い、本条例で定める公務災害補償等認定委員会委員及び公務災害補償等審査会委員の報酬及び費用弁償に関する規定が不要となるため、これを改正するものであります。内容については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 天野正人君登壇〕

○事務局長（天野正人君） 議案第6号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、内容の説明をさせていただきます。

本案につきましては、昨年8月に行われた平成27年第1回定例会でご承認いただいたとおり、組合議員その他非常勤職員の公務災害補償につきましては、静岡県市町総合事務組合で共同処理することから、本条例で定める公務災害補償等認定委員会委員及び公務災害補償等審査会委員の報酬及び費用弁償に関する規定が不要となるため、該当部分を削除するものでございます。

議案書の40ページの新旧対照表をご覧ください。本条例の別表は1つしかないものですから、本条例の別表第1を別表とし、別表の公務災害補償等認定委員会委員及び公務災害補償等審査会委員の項を削除しております。また、これに伴い、第2条では「別表第1」を「別表」に文言の修正を行っております。

最後に本改正条例の施行日ですが、遡及適用する事例もないことから、公布日からとさせていただきます。

以上で、議案第6号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、内容の説明を終わり

ます。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第6号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第11、議案第7号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合行政不服審査法施行条例の制定について」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 本案につきましては、本年4月1日の行政不服審査法改正に伴い、同法に基づく審理員及び行政不服審査会が交付する書面等の手数料及びその減免規定について定めるものです。内容については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 天野正人君登壇〕

○事務局長（天野正人君） 議案第7号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合行政不服審査法施行条例の制定について」、内容の説明をさせていただきます。

本案は、先程管理者が申し上げたとおり、本年4月1日の行政不服審査法改正に伴い、同法に基づく審理員及び行政不服審査会が交付する書面等の手数料及びその減免規定について定めるものでございます。

第1条では、本条例は行政不服審査法の施行に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条では、審査請求人等による提出書類等の閲覧に関し、書面の交付を受ける際の手数料について別表で定めるものとしております。

第3条から第5条では、審査請求人等が手数料を納付する資力がないと認められる場合の減免規定について定めております。

第6条では、審査請求人等は、手数料のほか、送付に要する費用を納めなければならぬこととしております。

第7条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定めるものとしております。

最後に本条例の施行日ですが、行政不服審査法の施行日の本年4月1日からとしております。

以上で、議案第7号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合行政不服審査法施行条例の制定について」、内容の説明を終わります。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本

案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第7号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合行政不服審査法施行条例の制定について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊俊一君） 日程第12、議案第8号「行政不服審査会の共同設置について」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求める。管理者。

[管理者 菊地豊君登壇]

○管理者（菊地豊君） 本案は、行政不服審査法の改正に伴い義務付けられた行政処分に対する審査請求の諮問機関について、伊豆市及び伊豆の国市と共同で設置するものとし、規約を定めるものです。内容については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（渡邊俊一君） 事務局長に内容説明を求める。事務局長。

[事務局長 天野正人君登壇]

○事務局長（天野正人君） それでは、議案第8号「行政不服審査会の共同設置について」、内容の説明をさせていただきます。先程、管理者から申し上げましたとおり、この度行政不服審査法の改正があり、管理者が行った行政処分について審査請求があった場合、第三者機関への諮問が義務付けられました。伊豆市、伊豆の国市及び当組合では、それぞれ条例で附属機関として諮問機関を設けるのではなく、既に公平委員会を共同設置している実績もありますので、こちらについても共同設置に向けて協議をいたしました。事務レベルで協議が整いましたので、共同設置についての規約の締結をお願いするものです。

本規約につきましては、伊豆市、伊豆の国市の昨年12月議会で議決されておりますので、今回は要点のみご説明させていただきます。

第2条で、諮問機関の名称を「伊豆市伊豆の国市外1組合行政不服審査会」と定めております。

第3条で、審査会の執務場所、いわゆる事務局を伊豆市と伊豆の国市が3年ごと交替で設置することとしております。なお、附則で、最初の審査会の執務場所は伊豆市で、期間は2年としております。

第4条で、審査会の委員は5人以内としております。

第9条で、審査会の事務を補助する職員の定数を3人としております。

第10条で、審査会事務に係る負担金の額は2市長及び組合管理者が協議の上決定するものとしております。

第11条で、第10条で定めた事務費の負担金とは別に、不服申立が行われた場合、これに関する経費は当該市または組合がこの経費を負担するものとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（渡邊俊一君） 説明が終わりましたので、これより質疑及び討論に入ります。本

案に対する質疑及び討論の通告はありませんでしたので、質疑及び討論なしと認めます。これにて質疑及び討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第8号「行政不服審査会の共同設置について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（渡邊俊一君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（渡邊俊一君） 以上で、本議会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本議会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会規則第39条の規定に基づき、その整理を議長に委任させていただきたいと考えますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡邊俊一君） 異議なしと認めます。よって、整理を議長に委任させていただきます。

これにて平成28年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午後 10時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 渡邊俊一

署名議員 杉尾利治

署名議員 木田三智子